

令和３年度名古屋市教育委員会第42号議案

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

本館・外構のリニューアル改修及び東館の整備等を推進するため、主幹（博物館の魅力向上）を設置します。

2 施行期日

令和４年４月１日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「課、係及び主査」を「組織」に改め、同項総務課の項中

「主査(1)

「主査(2)」を主幹(1)に改め、同条第2項中「並びに」の次に「主

主査(1)」

幹及び」を加え、同項総務課主査（施設）の項の次に次のように加える。

主幹（博物館の魅力向上）

(1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第5条第3項中「主査」を「主幹及び主査」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市博物館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 博物館（分館を除く。）に次の組織を置く。 総務課 庶務係 主査(1) <u>主幹(1)</u> <u>主査(1)</u> 学芸課 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに<u>主幹及び</u>総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 } (略) 主査（施設） } <u>主幹（博物館の魅力向上）</u> <u>(1) 博物館の魅力向上の推進に関する</u> <u>こと。</u> 主査（博物館の魅力向上） (略) 学芸課 (略) 3 (略) (課係長等) 第5条 (略)	(組織) 第3条 博物館（分館を除く。）に次の課、係及び<u>主査</u>を置く。 総務課 庶務係 主査(2) 学芸課 (略) 2 課及び係の分掌事務並びに総務課の主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 庶務係 } (略) 主査（施設） } 主査（博物館の魅力向上） (略) 学芸課 (略) 3 (略) (課係長等) 第5条 (略)

2	(略)	2	(略)
3	<u>主幹及び</u> 主査は、上司の命を受けて 分担事務を処理する。	3	主査は、上司の命を受けて分担事務 を処理する。
4	(略)	4	(略)